

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで	

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人						
資本金等の額 別表5の2下表3 ^㉓ 又は ^㉔ 、 ^㉕ 若しくは ^㉖	①	兆	十億	百万	千	円
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③					人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②					
期末の総従業員数	④					
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人						
月数按分後の資本金等の額 別表5の2 ^㉗	⑤	兆	十億	百万	千	円
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4 ^㉘	⑥					
特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2 ^㉙ -同表 ^㉚)/同表 ^㉛	⑬					%
差引 ⑤-⑥	⑦					
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2 ^㉜ /同表 ^㉝) 又は(⑦×別表5の2の2 ^㉞ /同表 ^㉟)	⑧					
国内における非課税事業に係る期末の従業 者数	⑭					人
再差引 ⑦-⑧	⑨					
国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数	⑮					
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩					
課税標準の特例に係る控除額 ^㉑	⑪					
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫					

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係							法附則第9条第1項関係						
資本金等の額 別表5の2下表3 ^㉓	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1 ^㉑	⑭	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑰						法附則第9条第1項に係る額 ^㉒ ×2	⑮					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑱						法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係						
仮計 ⑬+⑰-⑱	⑲						月数按分後の資本金等の額 別表5の2 ^㉗ 又は(⑲-⑲)	⑯	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1 ^㉑	⑳						課税標準の特例に係る控除割合	㉑					円
資本準備金の額	㉒						未収金の帳簿価額	㉒					円
仮計 ⑳+㉒	㉓						総資産価額	㉓					円
⑲と㉓のいずれか大きい額	㉔						課税標準の特例に係る控除額 (㉓×㉔)又は(㉓×㉕/㉖)	㉔	兆	十億	百万	千	円
							法附則第9条第23項関係						
							資本金等の額 別表5の2下表3 ^㉓ 又は ^㉔	㉕	兆	十億	百万	千	円
							政府の出資の金額	㉖					
							法附則第9条第23項に係る額 ㉕-㉖	㉗					

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2 ^㉗	㉘	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業 者数	㉙					人
外国の事業に係る控除額 ^㉚ × ^㉛ / ^㉜	㉚						期末の総従業員数	㉛					
差引 ^㉘ - ^㉚	㉜						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人						
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ^㉜ × ^㉝ / ^㉞	㉝						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉞					人
控除額計 ^㉜ + ^㉝	㉞						国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数	㉟					